

# れいわ ねんと せいとしどうきてい 令和6年度 生徒指導規程

( 学校生活のきまり )

あじなだいにししょうがっこう  
阿品台西小学校

## 1 登下校について

- 通学路を通り、8時をめざして登校しましょう。  
(学校の活動は8時20分から始まります。)
- 7時45分より早く学校に登校しないようにしましょう。
- 特別の事情がないかぎり、歩いてきましょう。
- 登校した後は、学校の外に出ないようにしましょう。  
(忘れ物をしてもし取りに帰りません。)
- 帰るときは寄り道をしないで通学路を通り、できるだけ友達といっしょに帰りましょう。
- 下校時刻になったら、学校には残らないようにしましょう。



5校時で下校の時……14:35  
6校時で下校の時……15:25

○ 変更のある場合は、学校だよりでお知らせします。

- 一度家に帰ってから遊びに来た人は、夏(4月～9月)は6時、冬(10月～3月)は5時までに家に帰りましょう。

## 2 学校への連絡について

- 欠席・遅刻・早退などの連絡は、8時20分までに、ラインネットの遅刻・欠席届出機能を使って、スマートフォン等から学校に送信してください。ラインネットでの送信が難しい場合は、電話連絡をしてください。早退の場合は保護者が迎えに来てください。
- 感染症のため出席停止となり、再登校する場合、所定の用紙の提出が必要になります。  
・インフルエンザ・溶連菌感染症・アデノウィルス感染症については、「感染症に関する報告書」を保護者が記入して提出してください。この用紙は学校にあります。  
・水痘(みずぼうそう)や流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・感染性胃腸炎などの感染症については、従来通り「登校許可証」を医師に書いてもらって提出してください。この用紙は学校にも病院にもあります。

3 服装について

○ 通学には、学校が推奨する服を着ましょう。

推奨服とは、この服を着ることを皆さんに勧めています、ということです。阿品台西小学校の

推奨服は、「のぞましい標準的な通学服」として開校時にPTAにより決めたものです。

○ 推奨服の内容

|                 |  |
|-----------------|--|
| うわぎ<br>上着       | ボックス セーター ベスト カーディガン<br>(色は紺、黒、グレーを指定) |
| はん<br>半ズボン スカート | 紺または黒                                  |
| シャツ ブラウス        | しろ<br>白のえりつき                           |

特記事項

- ・寒いとき(原則11月~3月)や体調の悪いときには代用として、防寒着、長ズボン(紺または黒)、タイツ・レギンス(紺・黒・グレー・白)などを着てもかまいません。
- ・ベスト、セーター、ボックスの上に防寒着(ベンチウォーマーなどの丈の長いものは不可)を着てもよい。教室では着用しません。フード付きの防寒着は安全のために登下校中はフードをかぶりません。
- ・手袋・ネックウォーマーはよいですが、耳あては使いません。(周りの音が聞こえにくい)
- ・セーターやカーディガンの袖口が手首より長くなる場合は、袖口を折り込んで縫ったり、肩口の辺りで縫い込んだりするなどの処置をしてください。
- ・卒業式などの式では、推奨服を着用します。



上着として  
ボックス・セーター・ベスト  
カーディガン  
(色は紺・黒・グレーを指定)

名札 学校で販売  
しています。  
1つ150円です。  
ケースのみ、名札の  
みの販売はしませ  
ん。名札は左胸に  
つけます。

半ズボン スカート  
紺・黒

教室用は先か黄色いゴムシューズ  
体育館では指定の体育館シューズ  
外靴は運動靴です。

シャツ、ブラウ  
スは半ズボン、  
スカートの中  
に入れます。



シャツ ブラウスは  
白のえりつき

靴下は、白またはグ  
レー・紺・黒

○ その他

|                      |   |
|----------------------|---|
| たいそうふく<br>体操服        | がっこうしてい<br>学校指定のものを着ます。(通学には着用しません。)  |
| な ぶだ<br>名 札          | ひだりむね<br>左胸につけます。学校で販売しています。<br>(1つ150円, ケースつきです。名札のみの販売はしません)  |
| くつ した<br>靴 下         | しろ<br>白またはグレー・紺・黒<br>(派手にならないようにしましょう。)   |
| くつ<br>靴              | うんどうくつ<br>運動靴です。(ハイカットやかかとの高い靴ははきません)   |
| うわ ぐつ<br>上 靴         | きょうしつよう<br>教室用ゴムシューズ (先が黄色のもの)<br>たいいくかん<br>体育館では, 指定の体育館シューズ   |
| かみ<br>髪              | かみ そ<br>髪は染めません。奇抜な髪型はしません。<br>かみ ど か び<br>髪留めは華美にならないもので, 色は黒・紺・茶にします。<br>がくしゅう<br>学習のじゃまにならないように, 肩より長い髪は後ろで結びましょう。 |
| てんこうせい じどう<br>転校生の児童 | まえ がっこう<br>前の学校のものを使用してもかまいません。<br>たいそうふく どうよう<br>体操服も同様です。   |

- 推奨服 (ボックス・半ズボン・スカート・体操服・名札) 指定店  
阿品4丁目の中元クリーニング中茂取扱店・阿品台山の手の富士クリーニング店
- 上靴取扱店  
ナフコ・フジグラン・ビッグ
- 体育館シューズ取扱店  
フジグラン

4 も もの  
持ち物について

- も もの かなら なまえ か  
持ち物には 必ず名前を書きましょう。
- がくしゅう ひつよう  
学習に必要なものは, 持ってこないようにしましょう。  
(ランドセルや筆箱にキーホルダーをつけません)
- げんそく がくようひん らんどせる い も  
原則として学用品は, ランドセルに入れて持ってきましょう。
- くつにはかかとも名前を 必ず書きましょう。靴箱に入れるときは, かかともが手前のはしにそろように入れます。
- うわ しゅう お も かえ あら  
上ばきは, 週の終わりに持って帰って洗きましょう。
- かさはきちんとたたんで, かさたてに入れてきましょう。下校するときには忘れないように持って帰りましょう。おきがさをする場合は, 必ず教室におきましょう。



## 5 お金について

- お金は封筒やさいふに入れ、おつりがいらないように持ってきましょう。
- お金を持ってきたときには、なるべく早く先生に手渡ししましょう。
- いらぬお金を学校に持ってこないようにしましょう。

## 6 校外生活について

- 家を出る時は、出かける先と帰宅時刻を伝えましょう。夏（4月～9月）は6時、冬（10月～3月）は5時までに家に帰りましょう。
- お金の貸し借りやおごり合いはしてはいけません。
- 子どもだけで池や川、海には遊びに行かないようにしましょう。
- 火事の元になるようなライターやマッチ遊びなどを、絶対にしてはいけません。
- 校区外に出ないようにしましょう。  
(子どもたちだけで、お店や映画館やボーリング場ゲームセンターには行ってはいけません。)
- 地域の人迷惑にならないように遊びましょう。(ゴミをちらかしてはいけません。ボールの使い方にも注意しましょう)

## 7 校内での遊びについて

- 雨の日以外、外に出てしっかり遊びましょう。
- 体育館前の広場・駐車場・教室棟北側・体育館のうらでは遊ばないようにしましょう。
- 運動場ではバットやかたいボールをつかって遊ばないようにしましょう。
- サッカーは、決められた場所でしましょう。大運動場のサッカーコートだけです。
- 小運動場は1・2年の人が使います。
- 遊具は全学年でなかよく使いましょ。
- 一輪車・竹馬・ボールなどの遊び道具はきちんとかたづけましょ。
- ろうかや階段では遊んだり走ったりしないようにしましょ。



## 8 自転車に乗るときのきまり

- 乗る前には、ハンドルやサドル、ブレーキの点検を必ずしましょう。
- 2人乗りは絶対にしてはいけません。
- あたりが暗くなったら、必ずライトをつけましょう。
- せまい道から広い道に出るときは必ずいったん止まって左右の確認をしましょう。
- 車の多い道や曲がり角では、十分注意し歩く人にも気をつけてのりましょう。
- 校区外に自転車で出かけるないようにしましょう。
- ヘルメットをかぶるようにしましょう。
- 1・2年生の児童は、お家のまわりで自転車に乗るようにしましょう。なるべく、お家の人と一緒に乗るようにしましょう。



## 9 トイレの使い方

- スリッパをたいせつに使い、きちんとはきそろえましょう。
- 水を流すレバーは手で押しましょう。



## 10 学校のものの使い方

- 特別教室や準備室、職員室に用事のない人は、入らないようにしましょう。入るときは、先生に学年と名前と用事を言って入るようにしましょう。
- 放課後に忘れ物をして学校に来たときは、必ず職員室によって事情を言って、先生と教室に行くようにしましょう。勝手に教室に行くことはやめましょう。

## 11 特別な指導について

- 児童がきまりを守れなかった場合等、状況に応じて日々の教育活動(授業等)とは異なる「特別な指導」を保護者と連携して行います。
- 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動に気づき、振り返る時間を通して反省させ、その時の適切な行動はどのようなことかについて考え、今後も同じ行動を起こさず、よりよい学校生活を送

り、人格の形成を行うものです。

## 問題行動

- 法に触れる行為（万引き、窃盗、暴力、器物破損等）
- いじめ
- 学校のきまりを違反し、指導で状況が改善しない場合
- 指導に従わない時や暴言、授業妨害など

## 指導者

校長又は教頭、生徒指導主事、学年主任、担任

## 指導の内容

指導にあたっては、状況や常習性、発達段階を考慮して行います。

①別室指導をします。

教室とは違う場所で、反省を促し、行動の間違いを認識させる指導や教科指導を行います。

②保護者への連絡、家庭訪問、学校での懇談など、保護者と連携して指導をします。

③関係機関等と連携した指導をします。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、警察、子ども家庭センター、市役所子育て応援室などと連携して指導します。

※状況による判断で、上記基準に沿わない場合もあります。あらかじめご了承ください。

※ネットモラルについては、学校でも指導しますが、スマートフォン・携帯電話・インターネット等の利用については、ご家庭で責任を持って管理し、ルールやマナーをよく話し合ってください。インターネット上での他者への中傷や個人情報等の書き込み等に関しては、保護者の責任のもと、問題の解決に向けての指導や相手方への謝罪をお願いします。

よく読んで安全に楽しく気持ちよく学校生活が送れるようにしましょう。